

相模原市農業委員会第18回会議議事録

開 会 日 時 令和2年8月31日 午後1時51分

閉 会 日 時 令和2年8月31日 午後2時39分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 (印)

	西 山 和 秀		市 川 忠 孝		藤 村 達 人
	八 木 拓 美		小 林 康 史		高 橋 三 行
	關 山 富 雄		齋 藤 憲 一		天 野 明
	古 木 清		菱 山 喜 章		加 藤 正 博
	江 藤 昭 利		八 木 健 一		
	阿 部 健		金 井 睦		
	渋 谷 利 雄		榎 田 和 子		

出席委員 18名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 鈴木和夫 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齊藤綾子

議事録署名人 議 長

議席 19 番

議席 6 番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第 8 回農政運営委員会報告
3	議案第 3 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
4	議案第 3 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
5	議案第 3 3 号	農用地利用集積計画の決定について
6	議案第 3 4 号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第 3 5 号	農用地利用配分計画の作成について
8	報告第 2 5 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
9	報告第 2 6 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
1 0	報告第 2 7 号	農地所有適格法人の報告について
1 1	報告第 2 8 号	非農地証明書の発行について
1 2	報告第 2 9 号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
1 3	報告第 3 0 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 4	報告第 3 1 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、We b 会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第18回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

事務局（鈴木次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は18名で定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、19番加藤正博委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

日程2 第8回農政運営委員会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」及び日程2「第8回農政運営委員会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

事務局（鈴木次長）

それでは、事務局より補足説明をさせていただきます。会務報告になります。お手元の資料には記載はございませんが、(2)市関係になりますけれども、8月28日の金曜日に、相模原市農業委員会と関係機関との情報交換といたしまして、相模原市農協及び神奈川つくい農協、両農協に対しまして、情報交換という形で書面開催をさせていただいております。内容につきましては、市への意見提出に当たりまして、遊休農地の発生防止・解消についてほかになります。また、農協からの回答期限としましては、9月15日を締切りということで行わせていただいております。

会務報告の補足としては、以上でございます。

議長（八木会長）

ほかにはございますか。よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」及び「第8回農政運営委員会報告」を終わります。

日程3 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第31号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-5及び3-1005は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和2年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-5は、譲受人が経営規模拡大のために、譲渡人が所有する緑区上九沢の畑、1筆、1,169㎡を所有権移転するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。今後の作付は、大根、ブロッコリー、キャベツ等を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地4筆、4,698㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人本人が350日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の案件について御説明いたします。引き続き、2ページを御覧ください。

收受番号3-1005は、緑区小倉に住む譲受人が、リニア中央新幹線事業の農地の収用に伴い、その代替地として、同じく緑区小倉に住む譲渡人の所有する農地を取得し、経営規模を維持するために所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は小倉の畑、3筆、413㎡です。今後の作付は、ネギ、タマネギ、ホウレンソウ等の露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地3筆、3,251㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明

や御意見はございませんか。

收受番号3 - 5について、緑区担当委員さん、お願いいたします。

4番（古木委員）

8月28日に現地を確認しました。写真のように、きれいに耕作されていました。この場所は、写真の上のほうが南側で、九沢小学校から北に100mぐらいのところにあります。場所は適正に管理されていて問題ないと思いますが、御審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号3 - 1005については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

8月27日に現地調査をしました。平たんで非常によい畑で、大変きれいに耕うんされている状況で、自分の家のすぐ隣ということで条件もいい。問題ないと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第31号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第31号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第32号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-4及び5-1014から5-1016並びに5-1018から5-1019は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号5-4は、譲受人の有限会社田路製作所が、譲渡人が所有する麻溝台の農地、1筆、912㎡の所有権移転を受け、製品置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。建設用金属製品製造業を営んでおり、現在使用している製品置場の返却に伴い、新たに製品置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、安全鋼板高さ40cmで土留めをする計画です。雨水については、雨水浸透柵の設置及び砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学病院の北西約320mです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の5件について説明いたします。4ページ下段から7ページを御覧ください。

初めに、收受番号5-1014は、譲渡人が所有する緑区千木良の農地、1筆、296㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請理由は、現在、貸家に居住しており、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存の3段積みコンクリートブロック及び擁壁を利用し、雨水は浸透柵を設け、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は千木良小学校の南東約1,000mです。

続きまして、收受番号5-1015は、譲受人のダイトーホーム株式会社が、譲渡人が所有する緑区三井の農地、1筆、200㎡を所有権移転して、建売住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページとなっております。申請理由は、不動産業を営んでおり、建売住宅を建築し、販売するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、敷地の外周にコンクリートブロックを1段から6段設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については合併処理浄化

槽を設置して処理する計画です。申請地は太井第1公園北約1,210mです。

続きまして、收受番号5-1016は、譲受人の有限会社峰岸土木が、譲渡人が所有する緑区千木良の農地、1筆、848㎡を所有権移転して、資材置場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。申請理由は、現在使用している資材置場が手狭となり、新たに資材置場を確保するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出を防止するため、既存擁壁を利用するほか、鋼板塀1mまたは2m、コンクリートブロック3段積みを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は千木良保育園の北約160mです。

続きまして、收受番号5-1018は、譲渡人が所有する緑区谷ヶ原の農地、1筆、318㎡を所有権移転して、敷地拡張するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。申請理由は、現在居住している住宅の庭敷地が子供の成長やペットの飼育など生活環境の変化に伴い手狭となったことから、隣接する敷地で拡張するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として土留め鋼板45cmを設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は谷ヶ原公園の西約120mです。

続きまして、收受番号5-1019は、譲受人の有限会社フォーラムが、譲渡人が所有する緑区青山の農地、3筆、224㎡を所有権移転して、資材置場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。申請理由は、現在使用している申請地近隣に所在する資材置場が手狭となったため、新たに資材置場を確保するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出防止を兼ね、隣地との境に土留め鋼板41cmを設置し、雨水処理については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は串川保育園の北西約910mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-4については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

8月24日に現地を見てまいりました。農地については、非常にたくさんの種類の野菜、花なんかが所狭しと植わっていましたが、評価にすればAというくらいいい状況でした。周囲の環境ですけれども、場所的には北里大学病院の駐車場の一番端っこに位置するんですね。そこだけ農地が北里大学の駐車場に食い込んでいますので、しょうがないのかなという感じがいたします。金属関係の製品を作っています、商品を置くところが無くなってしまったので、ここに新たに設けるといことですが、出入りの関係、道路の幅員の状況は、反対側は神奈川中央交通のバスの駐車場で、幅員8mということで十分ありますし、特に問題はないかなと思います。新たに造る敷地内は、砂利敷きで固めて、43cmの高さに転圧で高くして土留めをして、なおかつ、すぐ隣の南側に1軒だけ家があるんですが、そこに考慮して、そちら側を高くして、微妙に反対側

のほうに傾斜を設けて、浸透柵を設けて、水が浸透柵のほうに行くように配慮されている。当然、製品を置くわけですから周りを囲いますけれども、仮囲いについても、南側で資材置場が北側にありますので、日照権の問題は特にはないと思われます。

以上です。御審議のほど、よろしく願います。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1014及び5 - 1016については、相模湖地区担当委員さん、願います。

5番（江藤委員）

5 - 1014は、8月26日に現地調査に行ってきました。この写真で見ただければ分かるんですけども、既に畑の周りがフェンスで囲ってあります。この畑には、手前の宅地を通らないと行くことができません。前の宅地と合わせて住宅を建設するための転用ということで、妥当ではないかと思えます。

5 - 1016も、8月26日に現地調査に行ってきましたけれども、資材置場ということで、土木会社ですから、残土の置場などになる箇所があると思えます。若干、傾斜地です。調査に行ったときに社長さんとお話ししたんですけども、土砂が流出しないように土留め策をしっかりとる。あと、住宅を囲むような形の措置ですから、そこへも防除するというお話をお聞きしました。

以上です。よろしく願います。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1015については、津久井地区担当委員さん、願います。

9番（市川委員）

8月23日に現地を確認してまいりました。現地は、三井大橋を渡って、三井のバス停を右に入って、かなり進んだところにありまして、少し傾斜があるんですけども、さほど問題はないのではないかと確認しました。あとは事務局の説明どおりです。よろしく願います。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1018については、城山地区担当委員さん、願います。

11番（齋藤委員）

8月28日、調査をいたしました。図面の8ページの斜めの斜線のところが申請なんですけど、自宅と書いてある前側のところに県道が走ってしまっていて、城山ダムに向かって上がっていく坂の右の位置ですね。こういったところで、一段上のようなところに四、五軒、住宅があるような場所です。登記上は畑ということなんですけど、実際は、不耕作で、竹やぶを伐採したような場所です。こちらも斜面がかなり急で、後ろのほうから土砂崩れが起きるのではないかなと大変心配するような場所なんです。そういうことで、他人に迷惑をかけるような場所ではございませんし、崩れても前側は道路ですから、特に問題ないです。自宅の敷地を広げるといいますが、かなりの傾斜地ですので、しっかりした工事をされることを要望したいなと思えます。特に問題はないと判断いたしました。御審議のほど、願います。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1019については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15番（榎田委員）

8月24日に現地調査をしてまいりました。案内図を見ていただくと、右側のところが国道412号線、そのままずっと真っすぐ北へ向かいますと、大きな三ヶ木というところになりまして、左へ行くと相模湖、右へ行くと津久井の合庁のほうに行きます。南側がちょっと高くなって、三角形になっておりますが、三角の北側の細いところ、ここに向かって低くなっています。転用後は、ここを少しならして平らにするのかなと思っています。写真の左側に大きな石が写っていますが、村の道路の守り神である道祖神です。非常に大きな石で、多分、昔から、ここは大切にされてきたような感じですが、今回の申請は道祖神のところは外れていますので、三角に下がっている感じです。現状は不耕作になっていまして、特に隣接農地もありませんので、周りへの影響はないかなと思います。御審議よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいでしょうか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第32号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第32号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第33号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第33号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、8ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第33号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-1014は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、9ページを御覧ください。津久井事務所管内の1件につきまして御説明いたします。

整理番号2-1014は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は10ページを御覧ください。契約期間は5年4か月、件数は1件、2筆、面積は1,557㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第33号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5 議案第33号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 3 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 6 議案第 3 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、10 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 3 4 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 2 - 1 6 から 2 - 1 9 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 2 年 8 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11 ページから 12 ページを御覧ください。案内図は 11 ページから 14 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 1 6 から 2 - 1 9 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数 4 件、6 筆、面積は 5,310 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 4 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 6 議案第 3 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第35号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第35号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、13ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第35号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号2-12から2-15は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和2年8月5日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和2年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページから15ページを御覧ください。案内図は11ページから14ページを御覧ください。

整理番号2-12から2-15は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市長から指定を受けた相模原市農業協同組合から、利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は4件、6筆、面積は5,310㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第35号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第35号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 報告第 25 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 9 報告第 26 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 10 報告第 27 号 農地所有適格法人の報告について

日程 11 報告第 28 号 非農地証明書の発行について

日程 12 報告第 29 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 13 報告第 30 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 14 報告第 31 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 8 報告第 25 号から日程 14 報告第 31 号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

16 番（藤村委員）

30 ページの報告第 29 号地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告についてですが、これ自体はこういうものだと思うんだけど、気になるのは、電話アンテナを設置した業者はプロなので、農地のまま放置しているということはありませんかと思うんですけど、どうしてこういうことになったんでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

携帯電話の基地局を建てる時は許可不要で、そのまま基地局を建てることは違反ではないので、今回、地目を変更したいという申請が出てきたということになります。

16 番（藤村委員）

なるほどね。はい、了解です。

議長（八木会長）

ほかに御発言ございますか。

よろしいですか。

ないようですので、以上で日程 8 報告第 2 5 号から日程 1 4 報告第 3 1 号を終わります。

それでは、以上をもちまして、相模原市農業委員会第 1 8 回総会を終了いたします。